

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

平成28年第1回沖縄県議会に知事が提出を予定している以下の議案に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成28年2月8日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

- (1) 「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」
- (2) 「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
- (3) 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」
- (4) 「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」

2 (1) 「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」案の概要

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」案は、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、給料表の級別の職務の内容（等級別基準職務表）等を定めるとともに、分限処分の一つである「降給」に関する規定を定めるほか、関係条例の規定を整備する議案

【改正案の内容】

- ①沖縄県職員の給与に関する条例等に、給料表の級別の職務の内容（等級別基準職務表）等を定める。
- ②沖縄県職員の分限に関する条例に、降給の種類、事由、手続きを規定する。
- ③関係条例の規定を整備する。（地方公務員法改正に伴い、引用している当該法の条項を改める。）

※施行日 平成28年4月1日

(2) 「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」案は、県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員の年次休暇の取得促進を図るため、年次休暇の取得期間の特例を定めることと、精神性疾患により病気休暇を取得する職員の円滑な職場復帰及び再発防止を図るため、付与することができる病気休暇の期間の特例を定める議案

【改正案の内容】

- ①県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員の年次休暇を付与する期間を9月1日から1年とする特定期間を設ける。
- ②90日間の範囲内で付与している病気休暇の期間について、精神性疾患を理由とするものであって、職員からの最初の請求である場合に限り、連続する180日の範囲内で付与することができるものとする。

※施行日 ①平成28年9月1日 ②平成28年4月1日

(3) 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案は、平成27年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める議案

【改正案の内容】

- ①月例給の公民較差を踏まえ給料表を引上げ改定する。※若年層に重点を置いて引上げ改定
 - ②期末・勤勉手当の公民較差を踏まえ勤勉手当の支給割合を引き上げる。※0.10月分引上げ
- ※①平成27年4月1日から適用 ②平成27年12月1日から適用

(4) 「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」案は、勤勉手当の支給月数の引上げ改定を行う職員との均衡を考慮し、教育長等について期末手当の支給月数を引き上げる議案

【改正案の内容】

教育長の期末手当の支給月数を引き上げる。※0.05月分引上げ
※平成27年12月1日から適用

3 臨時代理した意見の内容

議案「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、改正の必要があることから、異議がない旨を回答した。